

広島市地域防災計画の主な修正項目

- 1 避難行動要支援者避難支援制度の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・ P1～P3
- 2 洪水における避難勧告等の判断基準等の見直し・・・・・・・・ P4～P7
- 3 津波における避難勧告等の判断基準等の見直し・・・・・・・・ P8～P12
- 4 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定について・・・・・・・・ P13～P17

1 避難行動要支援者避難支援制度の見直し

(1) 概要

現行の避難行動要支援者名簿の登録対象者は、本人が要介護3以上等という「本人要件」と、一人暮らし等という「世帯要件」の両方を満たすことを必要としているが、大部分の政令指定都市では、災害時の救助につなげるために、避難支援者の確保見込みにかかわらず、対象者を広く登録しておくという状況にあることなどから、世帯要件を廃止する。本人要件についても、現行では、対象としていなかった精神障害者保健福祉手帳1級、身体障害のうち内部機能障害1～2級及び肢体不自由上肢1～3級を新たに対象に加えるなど、名簿登録対象者要件の見直しを行う。

また、現在、民生委員が行っている世帯要件等を確認するための実態調査は、世帯要件の廃止に伴い行わない等の修正を行う。

区分	現行	見直し案	
世帯要件	一人暮らしである者又は同居親族等がいる場合にあつては、その者が75歳以上の者若しくは身体障害者手帳の交付を受けている者のみで構成される世帯に属する者	(廃止)	
本人要件	高齢者等	要介護3～5	(現行どおり)
	身体障害者	視覚・聴覚障害1～2級、肢体不自由(上肢を除く)1～3級	身体障害者手帳1～2級、肢体不自由3級
	知的障害者	療育手帳㊦又はA	(現行どおり)
	精神障害者	—	精神障害者保健福祉手帳1級
	難病患者	居宅介護、短期入所、補装具費の支給又は日常生活用具の給付サービス受給者	(現行どおり)

(2) 新旧対照表

修正前	修正後
<p>基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第9節 要配慮者に係る災害の予防対策 第3 避難行動要支援者に係る支援体制《健康福祉局健康福祉企画課、危機管理室災害予防課、消防局警防課・予防課、各区地域起こし推進課・生活課》</p> <p>1 支援体制の確立 本計画では、「避難行動要支援者」の定義は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者とする。 災害時に自力での避難が困難であり、同居親族等による避難支援が受けられず、特に近隣居住者や自主防災組織などによる避難支援が必要な避難行動要支援者については、広島市避難行動要支援者避難支援全体計画等に基づき、民生委員・児童委員(以下「民生委員」という。)、地区社会福祉協議会、町内会・自治会、自主防災組織などの協力の下、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者一人一人について、避難支援者、情報連絡体制、避難場所及び避難経路、避難行動要支援者の状況などを整理した個別の計画(以下「個別計画」という。)を作成し、支援体制の確立を図る。</p> <p>2 避難行動要支援者の範囲 避難行動要支援者の範囲は、次に掲げる者のいずれかに該当し、かつ、一人暮らしである者又は同居親族等がいる場合にあつてはその者が75歳以上の者若しくは身体障害者手帳の交付を受けている者のみで構成される世帯に属する者とする。ただし、社会福祉施設等へ入所している者は、原則として含まない。</p> <p>(1) 高齢者等(介護保険法で規定されている要介護状態区分が要介護3以上の者) (2) 身体障害者(身体障害者福祉法で規定されている肢体不自由障害(上肢を除く。))1～3級、視覚障害1～2級又は聴覚障害1～2級の者) (3) 知的障害者(厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち㊦又はA判定の者)</p> <p>(4) 難病患者(難病患者であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスなどのうち居宅介護、短期入所、補装具費の支給又は日常生活用具の給付のサービスを受けているもの) ※上記以外の者であっても、実態を踏まえながら市長が避難支援が必要であると認める場合は、対象とすることができる。</p>	<p>基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第9節 要配慮者に係る災害の予防対策 第3 避難行動要支援者に係る支援体制《<u>危機管理室危機管理課・災害予防課</u>、健康福祉局健康福祉企画課、消防局警防課・予防課、各区地域起こし推進課・生活課》</p> <p>1 避難行動要支援者の定義等 「避難行動要支援者」の定義は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者とする。</p> <p>→ 「3 (3) 個別計画の作成・情報共有・管理」に記載</p> <p>その範囲は、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。ただし、社会福祉施設等へ入所している者は、原則として含まない</p> <p>(1) 高齢者等(介護保険法で規定されている要介護状態区分が要介護3以上の者) (2) 身体障害者(身体障害者福祉法で規定されている<u>身体障害者手帳1、2級又は肢体不自由3級の者</u>) (3) 知的障害者(厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち㊦又はA判定の者) (4) <u>精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律で規定されている精神障害者保健福祉手帳1級の者)</u> (5) 難病患者(難病患者であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス等のうち居宅介護、短期入所、補装具費の支給又は日常生活用具の給付のサービスを受けているもの) ※<u>上記に該当する者に準ずる状況にあつて、自力での避難が困難であると市長が認める者</u>は、対象とすることができる。</p>

3 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、避難行動要支援者の居住する地区に所在する者であって次に掲げるものとする。

- (1) 民生委員
- (2) 地区社会福祉協議会
- (3) 町内会・自治会
- (4) 自主防災組織

(5) その他避難支援等の実施に携わる関係者として市長が認める者

4 避難行動要支援者名簿及び個別計画の作成・情報共有・管理の流れ

(1) 避難行動要支援者の把握

ア 福祉情報システム等を活用し、避難行動要支援者となる可能性のある者（以下「対象予定者」という。）を全市で一括してリストアップする（リストアップしたものを「対象予定者リスト」という。）。

イ 対象予定者リストに掲載されていない者であっても、必要に応じて、民生委員等が日頃の活動から知り得ている情報を基に、避難支援が必要と思われるものを対象予定者として適宜追加する。

(2) 実態調査及び同意確認

ア 広島市民生委員児童委員協議会に依頼し、民生委員に対象予定者を個別に訪問し、面接により生活実態等の調査を実施してもらう。

イ アの生活実態等の調査の結果、避難行動要支援者に該当する者には、目的等を説明し、避難支援を受けることについて意向確認を行う。

ウ 避難支援を受けることを希望する者については、併せて避難行動要支援者本人の情報を広島市の関係部局、避難支援者及び避難支援等関係者に提供することについて同意を得るものとする。

エ ウの同意をした者から提出された個別計画登録届に基づき、次に掲げる事項を避難行動要支援者名簿のうち同意者リストに登録する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

2 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、避難行動要支援者の居住する地区に所在する者であって次に掲げるものとする。

- (1) 民生委員・児童委員
- (2) 地区社会福祉協議会
- (3) 町内会・自治会
- (4) 自主防災組織
- (5) 消防団
- (6) その他避難支援等の実施に携わる関係者として市長が認める者

3 避難行動要支援者名簿及び個別計画の作成・情報共有・管理の流れ

(1) 避難行動要支援者名簿の作成・情報共有・管理

ア 福祉情報システム等を活用し、避難行動要支援者を全市で一括してリストアップする（リストアップしたものを「避難行動要支援者名簿」という。）。

(削除)

イ 避難行動要支援者名簿は、広島市の関係部局が情報共有・管理するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると市長が認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、提供することができる。

(2) 同意確認

(削除)

(削除)

ア 避難行動要支援者のうち、避難支援を受けることを希望する者については、避難行動要支援者本人の情報を広島市の関係部局、避難支援者及び避難支援等関係者に提供することについて同意を得るものとする。

イ アの同意を得た者について、次に掲げる事項を避難行動要支援者名簿のうち同意者リストに登録する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ 同意者リストは、広島市の関係部局及び避難支援等関係者で情報共有・管理する。

オ アの調査に応じない者、避難支援を希望しない者及び避難行動要支援者の情報を避難支援者及び避難支援等関係者に提供することに同意しない者の情報を避難行動要支援者名簿のうち不同意者リストに登録し、広島市の関係部局が情報共有・管理するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。

(3) 避難行動要支援者名簿及び個別計画の作成・情報共有・管理

ア 広島市の関係部局及び避難支援等関係者は、避難支援者、避難場所及び避難経路などを整理した個別計画の作成に協力するものとする。

イ 個別計画登録届を提出した者は、避難支援等関係者の協力を得ながら複数の避難支援者を定める。

ウ 避難支援者を定める場合は、あらかじめ避難支援者となることと併せて、避難支援者本人の情報を広島市の関係部局及び避難支援等関係者に提供することについて同意を得るものとする。

エ 個別計画は、広島市の関係部局、避難行動要支援者本人及び避難支援者等の個別計画に記載されている者の間で情報共有・管理する。

オ 避難行動要支援者名簿のうち同意者リストは、広島市の関係部局及び避難支援等関係者で情報共有・管理する。

カ 避難行動要支援者名簿及び個別計画に係る情報の提供に当たっては、その情報の提供を受ける者に対して情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該情報に係る避難行動要支援者名簿及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置について、広島市避難行動要支援者避難支援全体計画の定めるところにより講ずるものとする。

キ 従前より作成している災害時要援護者に係る登録台帳及び避難支援プランは、それぞれ避難行動要支援者名簿及び個別計画と位置付ける。

(4) (略)

(3) 個別計画の作成・情報共有・管理

ア 3(2)アの同意を得た者について、避難支援等関係者の協力の下、避難支援者、情報連絡体制、避難場所及び避難経路、避難行動要支援者の状況などを整理した個別の計画（以下「個別計画」という。）を作成する。

イ 避難支援者を定める場合は、あらかじめ避難支援者となることと併せて、避難支援者本人の情報を広島市の関係部局及び避難支援等関係者に提供することについて同意を得るものとする。

ウ 個別計画は、広島市の関係部局、避難行動要支援者本人及び避難支援者等の個別計画に記載されている者の間で情報共有・管理する。

(削除)

(4) 避難行動要支援者名簿等に係る情報共有・管理に当たっての留意事項

ア 避難行動要支援者名簿、同意者リスト及び個別計画に係る情報の提供に当たっては、その情報の提供を受ける者に対して情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するため必要な措置について、広島市避難行動要支援者避難支援全体計画の定めるところにより講ずるものとする。

イ 従前より作成している災害時要援護者に係る登録台帳及び避難支援プランは、それぞれ避難行動要支援者名簿及び個別計画と位置付ける。

(5) (略)

2 洪水における避難勧告等の判断基準等の見直し

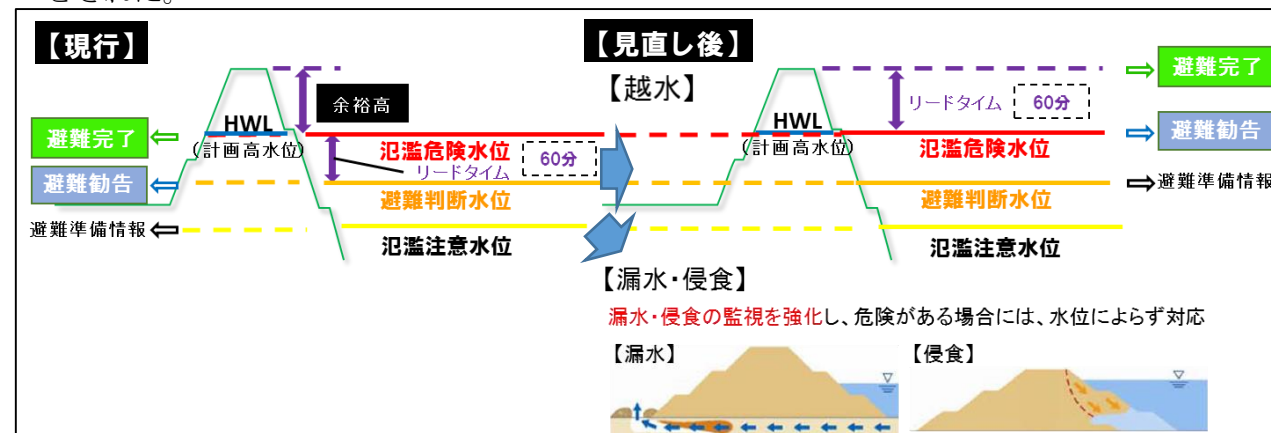
(1) 見直し理由

- 平成26年4月国土交通省において、避難勧告等の発令判断の目安となる河川の基準水位の位置付けを見直し、本市の各河川については、平成28年4月から見直し後の運用が開始予定である。
- 平成26年9月内閣府において、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）が全面改定され、各基準水位に到達した段階を判断基準の基本とするなど各避難情報の発令判断のより具体的な考え方等が示された。
- このため、基準水位の位置付けの見直し及びガイドライン改定を踏まえ、本市における洪水の避難勧告等の判断基準等の見直しを行う必要がある。

(2) 河川の基準水位の位置づけの見直し内容等

ア 基準水位の位置付けの見直し（国土交通省）

- これまで基準水位は、「越水」及び「漏水・浸食」の氾濫原因の区別なく、堤防自体が危険な状態となる計画高水位（H.W.L）を避難完了とし、そこからリードタイムを考慮し設定されていた。
- しかし、「越水」の観点からは、計画高水位よりさらに余裕高が確保されており、国土交通省が実施した実態調査によると、市町村の避難勧告に十分活用されているとはいえない状況であった。
- さらに、「漏水・浸食」については、水位によらず発生することや過去の漏水・浸食に係る知見の蓄積を踏まえ、新たに指標を設定し監視を強化し、対応することとされた。
- こうしたことから、「越水」と「漏水・浸食」の氾濫原因別に区別し、基準水位は「越水」のみに着目した水位とし、「漏水・浸食」については監視の強化により水位によらず対応することとされた。



イ ガイドラインの改定内容（内閣府）

これまで避難情報の判断基準等の考え方が示されていたものの、内容については具体的なものではなかった。改定により、避難情報ごとの判断基準の考え方やわかりやすい指標で示した設定例及び対象区域の具体的な考え方が示された。

区分	内容
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令判断の目安となる水位を基本 【設定例】避難勧告：水位が氾濫危険水位である〇〇mに達した場合 など
対象区域	<ul style="list-style-type: none"> 洪水ハザードマップ（各河川の洪水浸水想定区域）を基本

(3) 本市の対応方針

ア 対応方針

国土交通省による基準水位の位置づけの見直し及び内閣府によるガイドライン改定を踏まえ、本市の対応は次のとおりとする。

氾濫原因別の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 「越水」については、国土交通省による基準水位の位置づけの見直しに伴い、「避難判断水位」を「避難準備情報」、「氾濫危険水位」を「避難勧告」の発令判断とする見直しを行う。 「漏水・浸食」については、河川管理者からの通報内容により判断する。本市が、漏水・浸食による決壊や越水・溢水による浸水のおそれ又は浸水の発生を覚知した場合は、河川管理者に連絡するとともに、立ち退き避難が必要と判断した場合には、避難勧告又は避難指示を発令する。
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインを踏まえ、現行規定している裁量を含む規定は削除し、客観的基準に見直すこととし、水位到達時に河川管理者から通知される情報を基準とする。 洪水予報河川については、水位到達以前に河川管理者等から発表される水位予測において「堤防高を越えることが予想されている場合」には、「避難勧告」を発令する。
対象区域	<ul style="list-style-type: none"> 現行、洪水浸水想定区域を対象に発令することのみ規定し、具体的な対象区域はその都度判断することとしているが、洪水浸水想定区域のうち、基準を超過した水位観測所の受持ち区間内からの浸水が想定される区域を対象とすることを明確化する。

イ 見直し概要

水位	洪水予報	本市の避難勧告等の判断基準		
		現行		見直し後
		(洪水予報河川)	(水位周知河川)	(洪水予報・水位周知河川)
氾濫発生	●●川 はん濫発生情報	太田川下流※	太田川上流 根谷川(国) 三篠川(国)	市内派川(国) 瀬野川 八幡川など
氾濫危険水位	●●川 はん濫危険情報	避難完了		避難勧告発令
避難判断水位	●●川 はん濫警戒情報	避難勧告発令	避難準備情報発令	避難準備情報発令
氾濫注意水位	●●川 はん濫注意情報	避難準備情報発令	規定なし	

※ 現行「太田川下流」については、堤防が整備されており、十分な余裕高を有しているため、避難勧告発令にあたっては、「氾濫警戒情報」発表文の中で示される水位予測を用いて判断

ウ 新旧対照表

修正前					修正後				
水防計画 第4章 避難対策 第4節 災害種別に応じた避難 第1 洪水への対応 1 段階に応じた対応					水防計画 第4章 避難対策 第4節 災害種別に応じた避難 第1 洪水への対応 1 段階に応じた対応				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動	段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
第1段階	【状況把握】 気象台から洪水注意報が発表された場合	【注意体制】	気象情報や各地の雨量・水位の状況等を収集・把握する。	テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に注意する。	第1段階	【状況把握】 気象台から洪水注意報が発表された場合	【注意体制】	気象情報や各地の雨量・水位の状況等を収集・把握する。	テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に注意する。
第2段階	【注意喚起(自主避難の呼びかけ)】 気象台から洪水警報が発表された場合	【警戒体制】	1 防災行政無線等により、広く市域全体への注意喚起、要配慮者に対する早めの避難準備や自主避難の呼びかけを行う。 2 住民から異常通報があった地域やあらかじめ定められた区域への巡視を行う。	1 テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に十分注意する。 2 要配慮者及び援助者は避難の準備を行う(持つていくものの整理、避難先の確認・確保、家族との連絡など)。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた知人宅や地域が自主的に開錠した一時避難場所等に、自主避難する。(※3) 4 堤防の亀裂や漏水など異常な現象を発見したときは、区役所や消防署へ通報する。	第2段階	【注意喚起(自主避難の呼びかけ)】 気象台から洪水警報が発表された場合	【警戒体制】	1 防災行政無線等により、広く市域全体への注意喚起、要配慮者に対する早めの避難準備や自主避難の呼びかけを行う。 2 住民から異常通報があった地域やあらかじめ定められた区域への巡視を行う。	1 テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に十分注意する。 2 要配慮者及び援助者は避難の準備を行う(持つていくものの整理、避難先の確認・確保、家族との連絡など)。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた知人宅や地域が自主的に開錠した一時避難場所等に、自主避難する。(※2) 4 堤防の亀裂や漏水など異常な現象を発見したときは、区役所や消防署へ通報する。
第3段階	【避難準備情報】 1 国土交通省と気象台が共同で太田川下流はん濫警戒情報を発表し、災害が発生するおそれがある場合(※1) 2 国土交通省と気象台から太田川上流、三篠川又は根谷川のはん濫注意情報を発表し、災害が発生するおそれがある場合(※1) 3 堤防から水があふれる(越水)危険や堤防の決壊(破堤)の危険を感じた場合(※4)	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域(※2)に避難準備情報を発令する。 なお、危険が迫っている場合には、避難勧告を行うことがある。 2 原則として、小学校区に1箇所拠点的な避難所を開設する。	1 避難の準備を行う(持つていくものの整理、避難先の確認・確保、家族との連絡など)。 2 要配慮者及び援助者は、避難行動を開始する。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた知人宅、地域が自主的に開錠した一時避難場所、市が開設した避難所等に、避難する。	第3段階	【避難準備情報】 1 <u>避難判断水位に到達し、河川管理者から「氾濫警戒情報」が通知された場合(岡ノ下川については洪水警報が発表されている場合に限る。)</u> 2 <u>河川管理者から漏水・侵食を発見したとの通報を受けた場合</u> (削除)	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域(※1)に避難準備情報を発令する。 なお、危険が迫っている場合には、避難勧告を行うことがある。 2 原則として、小学校区に1箇所拠点的な指定緊急避難場所を開設する。	1 避難の準備を行う(持つていくものの整理、避難先の確認・確保、家族との連絡など)。 2 要配慮者及び援助者は、避難行動を開始する。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた知人宅、地域が自主的に開錠した一時避難場所、 <u>指定緊急避難場所</u> 等に、避難する。
(第4段階以降、次ページに続く)					(第4段階以降、次ページに続く)				

修正前		修正後							
第4段階	<p>【避難勧告】</p> <p>1 国土交通省と気象台が共同で太田川下流は <u>はん濫警戒情報を発表し、今後もしはん濫危険水位並みの水位上昇が予測され、重大な災害が発生するおそれがある場合(※1)</u></p> <p>2 国土交通省と気象台が太田川上流、三篠川又は根谷川のはん濫警戒情報を発表し、<u>重大な災害が発生するおそれがある場合(※1)</u></p> <p>3 河川管理者から水位周知河川について、<u>避難判断水位(特別警戒水位)の到達情報が通知され、今後も水位の上昇が見込まれる場合(※4)</u></p> <p>4 <u>巡視等により堤防から水があふれる(越水)おそれや堤防の決壊(破堤)のおそれがあると判断した場合(※4)</u></p>	<p>【災害対策本部(第一次~四次)】</p> <p>1 必要な区域(※2)に、避難勧告を行う。 危険が迫っている場合には、避難指示を行うことがある。 急激に気象が変化し、危険度が高まった場合は、<u>避難所の開設を待つことなく、迅速に発令する。</u></p> <p>約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】</p> <p>2 被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、順次必要な<u>避難所</u>を開設する。</p>	<p>1 直ちに避難する。</p> <p>2 <u>避難所等への移動中に、急激な気象変化により、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急退避施設に避難する。屋外の移動に危険を伴う場合には、建物内の安全な場所(上階)に退避する。(※5)</u> 状況が落ち着いた段階で、より安全な場所へ移動する。</p> <p>3 人命に関わる緊急事態が発生した場合は119番通報をはじめあらゆる手段を用い、区役所又は消防署へ連絡する。</p>	第4段階	<p>【避難勧告】</p> <p>1 <u>はん濫危険水位に到達し、河川管理者から「はん濫危険情報」が通知された場合(岡ノ下川については洪水警報が発表されている場合に限る。)</u></p> <p>2 <u>河川管理者から発表される洪水予報の水位予測において水位が堤防高(又は背後地盤高)を越えることが予想されている場合</u></p> <p>3 <u>河川管理者から異常な漏水・侵食を発見したとの通報があった場合</u></p> <p>4 <u>巡視や住民からの通報等により、漏水・侵食による堤防の決壊や越水・溢水の発生による浸水のおそれがあり、立ち退き避難が必要と判断した場合</u></p>	<p>【災害対策本部(第一次~四次)】</p> <p>1 必要な区域(※1)に、避難勧告を行う。 危険が迫っている場合には、避難指示を行うことがある。 急激に気象が変化し、危険度が高まった場合は、<u>指定緊急避難場所</u>の開設を待つことなく、迅速に発令する。</p> <p>約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】</p> <p>2 被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、順次必要な<u>指定緊急避難場所</u>を開設する。</p> <p>3 人命に関わる緊急事態が発生した場合は119番通報をはじめあらゆる手段を用い、区役所又は消防署へ連絡する。</p>	第5段階	<p>【避難指示】</p> <p>1 河川管理者から「<u>はん濫発生情報</u>」が通知された場合</p> <p>2 河川管理者から異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった<u>との通報があった場合</u></p> <p>3 <u>巡視や住民からの通報等により、浸水の発生を覚知し、立ち退き避難が必要と判断した場合(削除)</u></p>	<p>【災害対策本部(第一次~四次)】</p> <p>1 必要な区域に避難指示を行う。</p> <p>2 救助が必要なときは、消防職員等が出動する。</p> <p>3 被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、順次必要な<u>指定緊急避難場所</u>を開設するとともに、開設した<u>指定緊急避難場所</u>を周知する。</p>
	第5段階	<p>【避難指示】</p> <p>1 異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>2 堤防の決壊(破堤)や堤防から水があふれる(越水)又ははん濫発生情報が発表された場合</p> <p>3 浸水被害が発生した場合</p>	<p>【災害対策本部(第一次~四次)】</p> <p>1 必要な区域に避難指示を行う。</p> <p>2 救助が必要なときは、消防職員等が出動する。</p> <p>3 被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、順次必要な<u>避難所</u>を開設するとともに、開設した<u>避難所</u>を周知する。</p>		<p>1 必要な区域に避難指示を行う。</p> <p>2 救助が必要なときは、消防職員等が出動する。</p> <p>3 被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、順次必要な<u>指定緊急避難場所</u>を開設するとともに、開設した<u>指定緊急避難場所</u>を周知する。</p>				

(備考欄、次ページに続く)

(備考欄、次ページに続く)

修正前	修正後
<p>※1 <u>はん濫注意情報が発表された時点で避難準備情報の伝達、はん濫警戒情報が発表された時点で避難勧告の発令についても、十分検討する。</u></p> <p>※2 <u>洪水浸水想定区域を目安とし、必要に応じ自主防災組織など地域住民とあらかじめ協議して設定する区域とする。</u></p> <p>※3 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。</p> <p>※4 <u>洪水等に関する用語は、「洪水等に関する防災情報体系の見直し実施要領(国土交通省)」に基づき見直しを行い、()は従前の用語を併記している。</u></p> <p>※5 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。 また、洪水ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認のうえ、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>※1 洪水浸水想定区域を目安とし、<u>基準を超過した水位観測所の受持ち区間内からの浸水が想定される区域を対象とする。</u></p> <p>※2 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>※3 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。 また、洪水ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認のうえ、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく</p>

3 津波における避難勧告等の判断基準等の見直し

(1) 概要

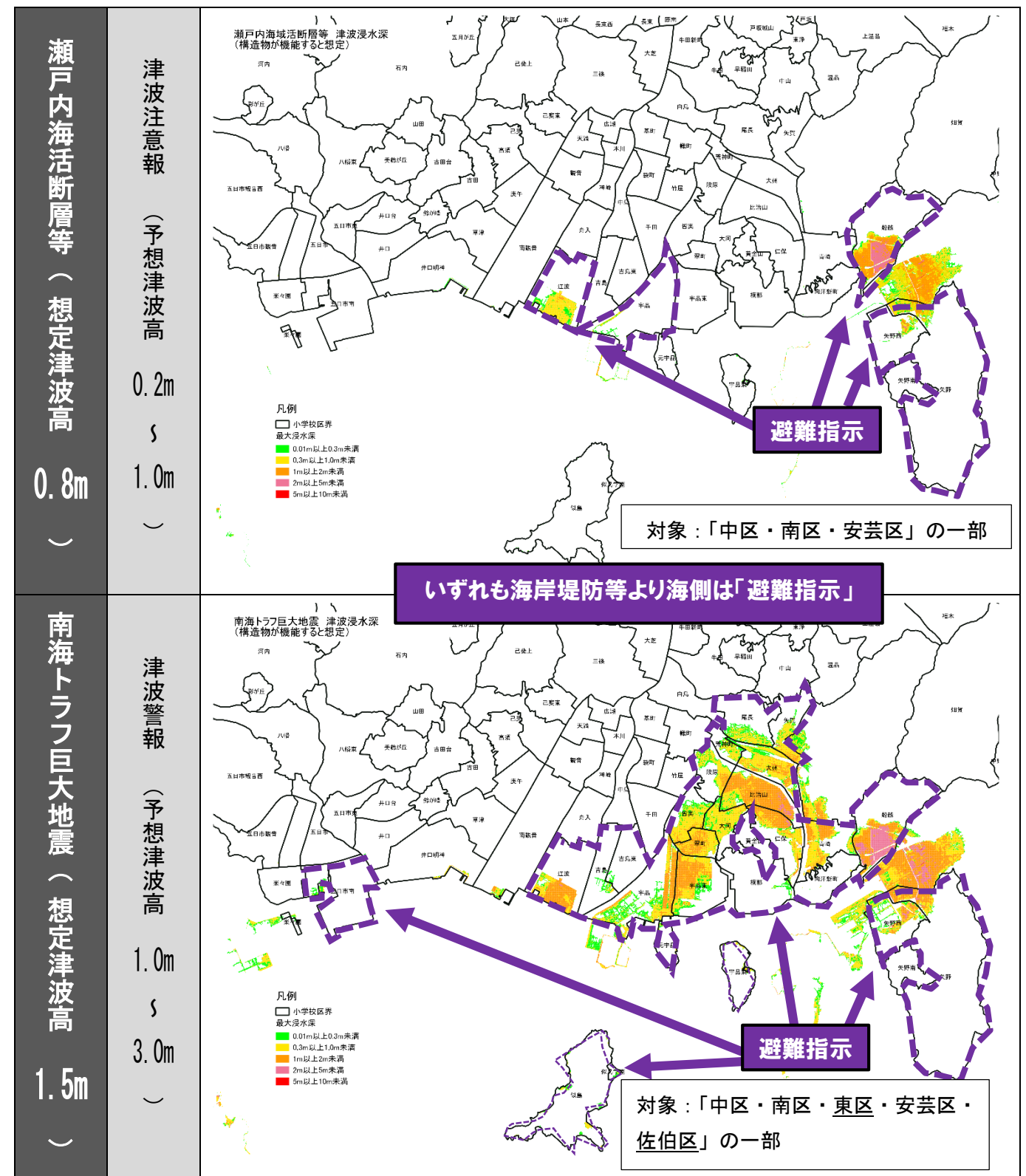
平成26年9月、内閣府において「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）が全面改定され、津波警報等の発表の際の判断基準や津波高に応じた対象区域を設定することなどが示された。このため、改定内容を踏まえ、避難勧告等の判断基準及び対象区域の見直しを行う。

(2) ガイドラインの改定内容と本市の対応方針

改定内容									
区分	考え方								
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> 「大津波警報」・「津波警報」・「津波注意報」のいずれが発表された場合であっても、基本的には「避難指示」のみを発令 停電、通信途絶等により津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くても1分程度以上の長い揺れを感じた場合は、「避難指示」を発令 								
遠地地震	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁から津波警報等が発表される可能性を認識し、「避難準備情報」「避難勧告」の発令を検討 								
対象区域	<ul style="list-style-type: none"> 津波警報等で発表される津波高に応じて、市町村毎に対象範囲をあらかじめ定める。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波注意報 (0.2～1.0m)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象 </td> </tr> <tr> <td>津波警報 (1.0～3.0m)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域を対象 </td> </tr> <tr> <td>大津波警報 (3.0m以上)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象区域	津波注意報 (0.2～1.0m)	<ul style="list-style-type: none"> 漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象 	津波警報 (1.0～3.0m)	<ul style="list-style-type: none"> 海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域を対象 	大津波警報 (3.0m以上)	<ul style="list-style-type: none"> 最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする。
区分	対象区域								
津波注意報 (0.2～1.0m)	<ul style="list-style-type: none"> 漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象 								
津波警報 (1.0～3.0m)	<ul style="list-style-type: none"> 海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域を対象 								
大津波警報 (3.0m以上)	<ul style="list-style-type: none"> 最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする。 								

本市の対応方針													
区分	対応方針												
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ガイドライン通り、「避難指示」のみを発令する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">状況</th> <th colspan="2">本市判断基準</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>見直し後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波注意報</td> <td>避難準備情報</td> <td rowspan="3">避難指示</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>避難勧告</td> </tr> <tr> <td>大津波警報</td> <td>避難指示</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 停電、通信途絶等により津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くても1分程度以上の長い揺れを感じた場合は、「避難指示」を発令する。 	状況	本市判断基準		現行	見直し後	津波注意報	避難準備情報	避難指示	津波警報	避難勧告	大津波警報	避難指示
状況	本市判断基準												
	現行	見直し後											
津波注意報	避難準備情報	避難指示											
津波警報	避難勧告												
大津波警報	避難指示												
遠地地震	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、沿岸部の住民に「注意喚起」を促す。 津波警報等が発表された場合は、原則として上記判断基準と同様の対応を行う。 												
対象区域 (別添参照)	<ul style="list-style-type: none"> 津波浸水想定区域（広島県H25.11公表）を基に、想定される津波高を考慮した区域とし、海岸堤防等より海側の地域についても対象とする。 広島県が想定した津波のうち、本市に影響のあるものとして「南海トラフ巨大地震」及び「瀬戸内海域活断層等」が想定されている。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>南海トラフ巨大地震 (プレート間)</th> <th>瀬戸内海域活断層等 (安芸灘断層群 (広島湾・岩国沖断層帯))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大震度: 6弱 最大波到達時間: 246分</td> <td>最大震度: 6弱 最大波到達時間: 18分(※)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 本市への到達時間が示されていないため、江田島市への到達時間を記載</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>安芸灘～伊予灘～豊後水道 (プレート内)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大震度: 6弱 最大波到達時間: 110分</td> </tr> </tbody> </table> </div>	南海トラフ巨大地震 (プレート間)	瀬戸内海域活断層等 (安芸灘断層群 (広島湾・岩国沖断層帯))	最大震度: 6弱 最大波到達時間: 246分	最大震度: 6弱 最大波到達時間: 18分(※)	安芸灘～伊予灘～豊後水道 (プレート内)	最大震度: 6弱 最大波到達時間: 110分						
南海トラフ巨大地震 (プレート間)	瀬戸内海域活断層等 (安芸灘断層群 (広島湾・岩国沖断層帯))												
最大震度: 6弱 最大波到達時間: 246分	最大震度: 6弱 最大波到達時間: 18分(※)												
安芸灘～伊予灘～豊後水道 (プレート内)													
最大震度: 6弱 最大波到達時間: 110分													

津波浸水想定区域と避難指示等の対象区域



※ 大津波警報（津波高 3.0m 超）発表時には、発表される津波高を踏まえ、必要な区域に対し、避難指示を発令する。
また、広島市域への地震による揺れの影響により、構造物（堤防、防波堤等）が機能支障を起こし、新たな区域に浸水するおそれもあるため、河川管理者、海岸管理者等から構造物の機能支障等の通報を受けた場合は、必要な区域に避難情報を発信・発令する。

(3) 新旧対照表

修正前					修正後				
水防計画 第4章 避難対策 第4節 災害種別に応じた避難 第4 津波への対応 1 段階に応じた対応					水防計画 第4章 避難対策 第4節 災害種別に応じた避難 第4 津波への対応 1 状況 に応じた対応				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動(※1)	段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動(※5)
第1段階	【状況把握】 地震による津波が予想される場合(※2)	【必要に応じた体制】	1 津波に関する気象情報等を収集・把握する。 2 必要に応じ、防災行政無線等により、沿岸部の住民に津波に対する注意喚起を促す。	テレビ・ラジオ等を通じて津波等の情報に注意する。	第1段階				1 直ちに避難する。 2 避難場所等への移動中に、急激な気象変化により、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急退避施設に退避する。屋外の移動に危険が伴う場合には、建物内の安全な場所(上階)に退避する。(※6) 状況が落ち着くのを待って、より安全な場所へ移動する。 3 人命に関わる緊急事態が発生した場合は、119番通報をはじめあらゆる手段を用い、区役所又は消防署へ連絡する。
第2段階	【避難準備情報】 気象台から津波注意報が発表された場合	【災害警戒本部】	1 防災行政無線により、必要な区域(※4)に対し避難準備情報を発令する。 なお、危険が迫っている場合には、避難勧告を行うことがある。 2 浸水区域や避難者数に応じた拠点的な避難所の開設に務める。	1 避難の準備を行う(持っていくものの整理、避難先の確認・確保、家族との連絡など)。 2 要配慮者及び援助者は、避難行動を開始する。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた知人宅や地域が自主的に開設した一時避難場所、市が開設した避難所等に避難する。(※3)	第2段階	気象台から津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合(※1)	津波注意報が発表された場合 【災害対策本部(一次)】	1 必要な区域(※3)に避難指示を発令する(※4)。 約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】 2 必要な指定緊急避難場所を開設するとともに、開設した指定緊急避難場所を周知する。	
第3段階	【避難勧告】 1 気象台から津波警報が発表された場合 2 巡視等により津波被害のおそれがあると判断した場合		1 必要な区域(※4)に避難勧告を行う。 危険が迫っている場合には、避難指示を行うことがある。 約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】 2 被害の程度、避難者の人数等を勘案のうえ、順次必要な避難所を開設する。	1 直ちに避難する。 2 避難所等への移動中に、急激な気象変化により、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急退避施設に避難する。屋外の移動に危険が伴う場合には、建物内の安全な場所(上階)に待避する。(※5) 状況が落ち着くのを待って、より安全な場所へ移動する。 3 人命に関わる緊急事態が発生した場合は、119番通報をはじめあらゆる手段を用い、区役所又は消防署へ連絡する。	第3段階		津波警報・大津波警報が発表された場合 【災害対策本部(四次)】		
第4段階	【避難指示】 1 気象台から大津波警報が発表された場合 2 津波被害が発生した場合	【災害対策本部(四次)】	1 必要な区域(※4)に避難指示を行う。 2 救助が必要なときは、消防職員等が出動する。 3 被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、順次必要な避難所を開設するとともに、開設した避難所を周知する。		第4段階	国外での地震による津波の影響を「遠地震に関する情報」として発表された場合	【必要に応じた体制】(※2)	1 津波に関する気象情報等を収集・把握する。 2 必要に応じ、防災行政無線等により、沿岸部の住民に津波に対する注意喚起を促す。	テレビ・ラジオ等を通じて津波等の情報に注意する。

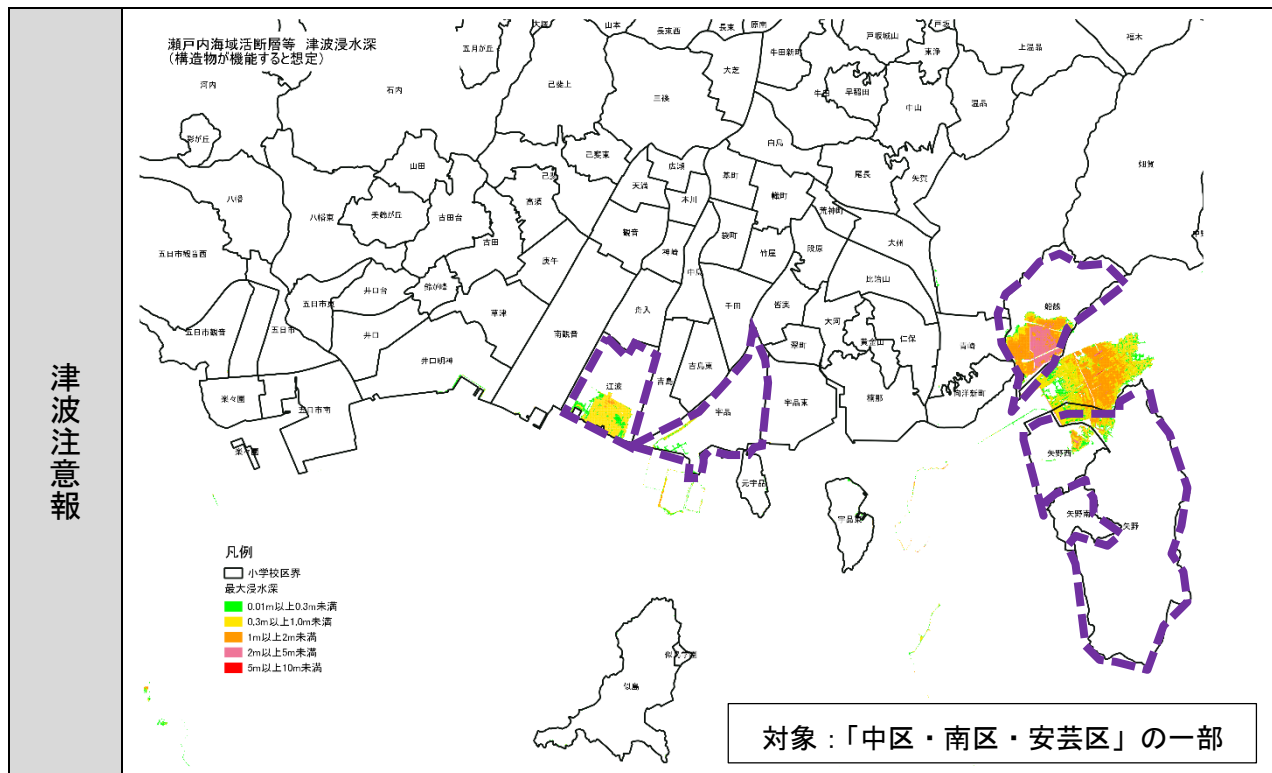
(※ 備考欄は次ページに続く)

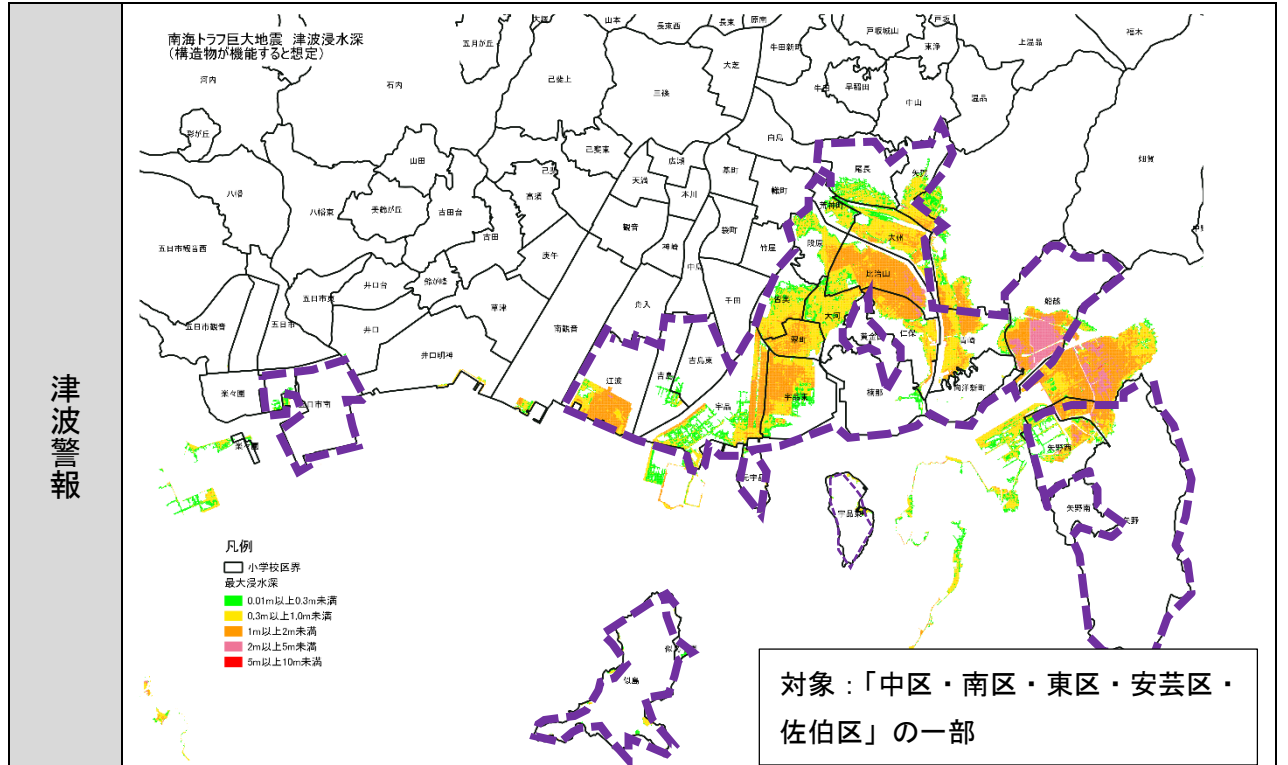
(※ 備考欄は次ページに続く)

- ※1 住民の行動は、震災対策編第4章第3節の津波災害の予防対策を参考にする。
- ※2 強い地震（震度4程度以上）、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合や国外での地震による津波の影響を「遠地震に関する情報」として発表された場合等である。
- ※3 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく
- ※4 津波浸水想定区域を目安とし、必要に応じ自主防災組織など地域住民とあらかじめ協議して設定する区域とする。
- ※5 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。
また、津波浸水想定区域図等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認の上、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。

- ※1 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くても1分程度以上の長い揺れを感じた場合も同様とする。
- ※2 津波警報等が発表された場合は、原則として上記と同様の対応を行う。
- ※3 津波注意報、津波警報が発表された場合ごとに定めた区域とする。
- ※4 河川管理者、海岸管理者等から構造物の機能支障等の通報を受けた場合は、必要な区域に避難情報を発信・発令する。
- ※5 住民の行動は、震災対策編第4章第3節の津波災害の予防対策を参考にする。
(削除)
(削除)
- ※6 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。
また、津波浸水想定区域図等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認の上、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や付近の堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。

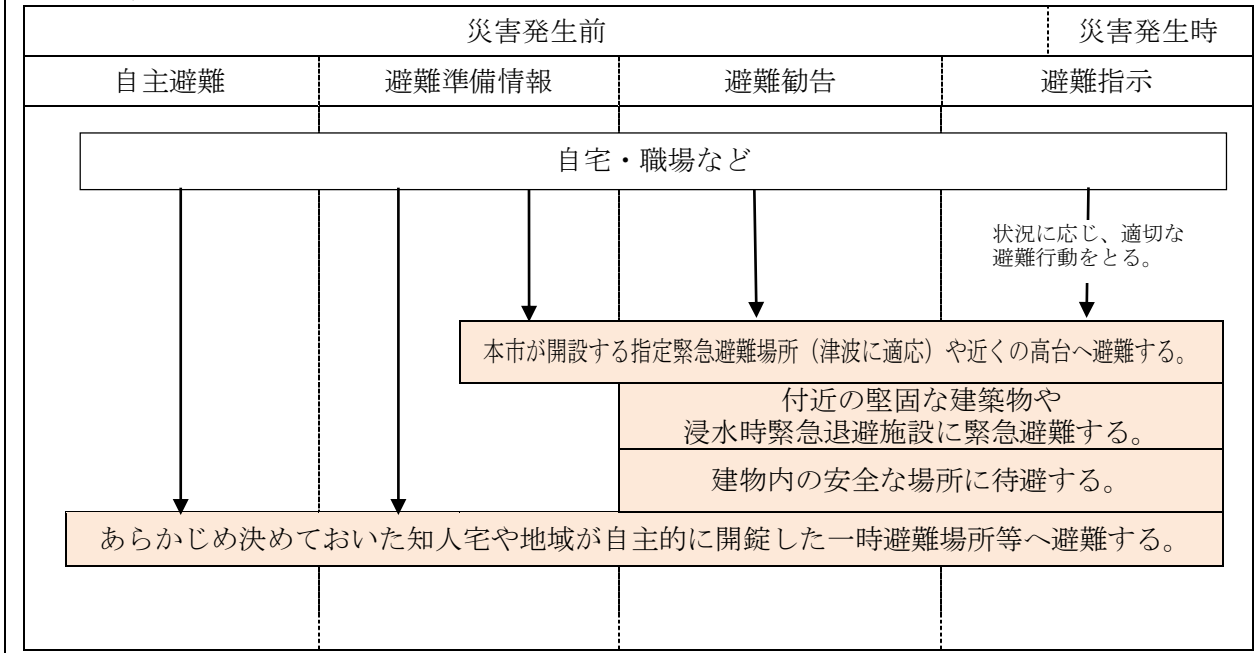
避難指示対象区域図



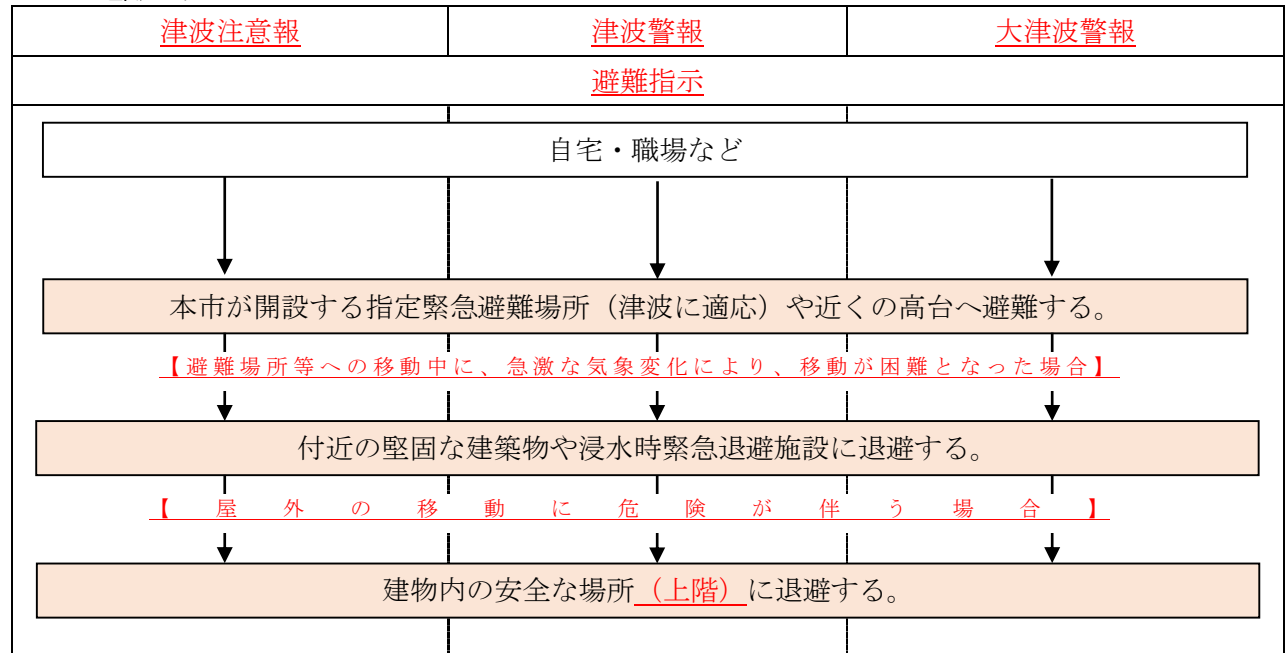


【出典】 広島県地震被害想定報告書 (H25.10)
 (注1) 最大浸水深が 30cm 以上の区域を対象とする。
 (注2) 堤防等より海側又は河川側の区域も対象とする。
 (注3) 大津波警報発表時には、発表される津波高を踏まえ、必要な区域を対象とする。

2 避難方法



2 避難方法



4 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定について

(1) 概要

- 東日本大震災を踏まえた平成25年災害対策基本法の改正により、市町村は災害種別ごとに切迫した災害の危険から逃れるための「指定緊急避難場所」及び避難生活を送るための「指定避難所」を明確に区別したうえで指定することとされたことに伴い、必要な修正を行うものである。







(2) 本市の対応方針

ア 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、国の指定基準（①「開放の確実性」及び②「安全性」に関する基準）を満たす必要がある。

- ① 「開放の確実性」については、現行の地域防災計画には特段の規定はなく、避難場所として民間施設や地元集会所などの市有以外の施設を含め選定している。この度の改正により、開放の確実性に関する基準が定められたことから、本市において迅速・確実に開設可能な市有施設を基本とし指定する。
- ② 「安全性」については、従前から洪水・高潮・土砂災害・大規模な火事の災害種別ごとに適合性を確認したうえで、避難場所として選定している。この度、国の指定基準に基づき、従来のものに加えて、津波及び地震についても、新たに適合性等を確認のうえ公園等を指定するものである。

【災害種別ごとの指定数】

災害種別		現行	改正後	施設等の種別	備考（施設等の概要及び指定数の内訳）
地震		0	<u>228</u>	施設及び場所	施設：小学校 [141] 場所：公園等 [87]（近隣公園・地区公園・総合公園 [62] 及び沼田高等学校グラウンド等 [25]）
津波		0	<u>45</u>		施設：浸水想定区域外の小学校 [25] 場所：津波浸水想定区域外の公園等 [20]（近隣公園・地区公園・総合公園 [11] 及び五日市中学校グラウンド等 [9]）
洪水		1168	<u>759</u>	施設のみ	小学校・公民館・集会所等の市有施設 [758]、県立五日市高等学校 [1] 等 ※ うち、想定浸水深に応じ上階に避難スペースを有する施設 [196]
土砂災害		1030	<u>687</u>		小学校・公民館・集会所等の市有施設 [686]、県立五日市高等学校 [1] 等 ※ うち、土砂災害警戒区域内の堅固な建物で上階に避難スペースを有する施設 [8]
高潮		1147	<u>721</u>		小学校・公民館・集会所等の市有施設 [720]、県立五日市高等学校 [1] 等 ※ うち、想定浸水深に応じ上階に避難スペースを有する施設 [128]
大規模な火事		40	<u>40</u>	場所のみ	公園等 [40]（近隣公園・地区公園・総合公園 [16] 及び城南中学校グラウンド等 [24]）

イ 指定避難所

指定避難所は、国の指定基準（①「一定の生活環境の確保」及び②「想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるもの」）を満たす必要がある。

これまで、市有施設を中心に生活避難場所を選定しており、これらの施設は①「一定の生活環境が確保」されているとともに、②「災害による影響」も考慮していることから、現在の生活避難場所を指定避難所として指定する。なお、「生活避難場所」としている名称を、「指定避難所（生活避難場所）」に改正する。

【指定数】

現行	改正後	備考（施設等の概要及び指定数の内訳）
212	<u>212</u>	小学校・中学校・公民館等の市有施設 [197] 広島大学附属小中高等学校などの国有施設 [2] 県立五日市高等学校などの県有施設 [6] 山陽高等学校・中国郵政研修センターなどの民間施設 [7]

(3) 新旧対照表

修正前	修正後
<p>基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 避難体制の整備 第2 <u>避難所等の定義</u>《危機管理室災害予防課》 災害時の<u>避難所等</u>の定義は、次のとおりとする。</p> <p>1 一時避難場所 <u>地域であらかじめ定める一時的な避難場所であり、自宅や職場などに近い集会所等や公園・広場等の安全な場所である。</u></p> <p>2 浸水時緊急退避施設 <u>津波、洪水及び高潮等による浸水が発生し、または発生するおそれがある場合において逃げ遅れた市民等の緊急一時的な退避施設である。浸水危険が解消された時点で、市が開設する避難所等へ移動する。</u></p> <p>3 指定緊急避難場所 <u>災害対策基本法第49条の4で規定するもので、洪水、高潮、土砂、津波、内水時の避難勧告・指示等に伴う避難先に充てるため、災害の種別や規模、避難者数、地理的条件等を勘案の上、施設等を指定して開設し、危険が去った段階では閉鎖する施設である。</u></p> <p>4 生活避難場所 <u>災害対策基本法第49条の7で規定するもので、自宅の倒壊・焼失等に伴い生活の場を失った被災者の臨時的な宿泊・滞在の場所である。避難した被災者には安否確認が行われ、避難生活に必要な最小限の物資が供給される。</u></p> <p>5 広域避難場所 <u>災害対策基本法第49条の4で規定するもので、一時避難場所や生活避難場所が周辺の延焼拡大等によって危険になったときの最終的な避難場所である。救援物資の輸送拠点等防災拠点機能を合わせ持つ。ただし、延焼火災等の危険が少なくなったときには、自宅または生活避難場所に戻る。</u></p> <p>上記の避難場所については、市域外からの避難者受入場所や、災害時の公共交通機関の停止等により帰宅が困難となった者を一時的に受入れる帰宅困難者一時滞在場所として活用できるものとする。</p>	<p>基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 避難体制の整備 第2 <u>避難場所等の定義</u>《危機管理室災害予防課》 災害時の<u>避難場所等</u>の定義は、次のとおりとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>1 指定緊急避難場所 <u>災害対策基本法第49条の4で規定するもので、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための施設又は場所である。</u></p> <p>2 指定避難所（生活避難場所） <u>災害対策基本法第49条の7で規定するもので、自宅の倒壊・焼失等に伴い生活の場を失った被災者の臨時的な宿泊・滞在の施設である。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3 浸水時緊急退避施設 <u>津波、洪水及び高潮等による浸水が発生し、または発生するおそれがある場合において逃げ遅れた市民等の緊急一時的な退避施設である。</u></p> <p>上記の避難場所等については、市域外からの避難者受入場所や、災害時の公共交通機関の停止等により帰宅が困難となった者を一時的に受入れる帰宅困難者一時滞在場所として活用できるものとする。</p>

第3 (略)

第4 避難所等の基準

1・2 (略)

3 指定緊急避難場所

(1) 指定緊急避難場所

運営要員の派遣等が本市主導で行えるよう原則として市有施設の中から本市が指定する。

災害時の指定緊急避難場所として施設提供の承諾が得られた公共施設又は民間施設についても指定することができるものとする。

指定緊急避難場所(避難場所(候補施設)の中から、基準に適合する施設を順次指定することとし、指定するまでの間は、避難場所(候補施設)をもってこれに充てる。)は、資料編2-6-1に定める施設の中から想定される災害の種別に応じて適当な施設を区長が開設するものとする。

(2) 選定基準

ア 地震

- ① 新耐震設計基準(昭和56年6月1日施行)に適合していること、または、耐震性診断により耐震性が確認された建築物であること。
- ② 当該建築物又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他のものがないこと。

イ 洪水 (略)

ウ 内水 (略)

エ 高潮 (略)

オ 土砂

- ① 土砂災害危険箇所図※1に示す危険区域※2以外の施設であること。ただし、現地確認の結果、明らかに危険性がないと認められた施設は避難場所として開設することができるものとする。

- ② 土砂災害防止法に基づき広島県知事が公示した「土砂災害特別警戒区域」又は「土砂災害警戒区域」以外の施設であること。

ただし、「土砂災害警戒区域」内であっても鉄筋コンクリート造等で2階以上に避難スペースがあり、現地確認の結果、明らかに危険性がないと認められた施設は避難場所として開設できるものとする。

※1 土砂災害危険箇所図は、平成14年広島県公表

※2 危険区域とは、「土石流により被害のおそれのある箇所」、「がけ崩れにより被害のおそれのある箇所」又は「地すべりにより被害のおそれのある箇所」をいう。

第3 (略)

第4 避難場所等の基準

1・2 (略)

3 指定緊急避難場所

(1) 指定緊急避難場所

災害が差し迫った状況や発災時において確実に開放でき、かつ、運営要員の派遣等が本市主導で行えるよう原則として市有の施設又は場所の中から本市が指定する。

災害時の指定緊急避難場所として使用の承諾が得られた公共施設又は民間施設等についても指定することができるものとする。

(2) 災害種別ごとの適合基準

ア 地震

- ① 新耐震設計基準(昭和56年6月1日施行)に適合していること、または、耐震性診断により耐震性が確認された建築物であり、当該建築物又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他のものがないこと。
- ② 公園などのまとまった空地であること。

イ 洪水 (略)

ウ 内水 (略)

エ 高潮 (略)

オ 土砂災害

- ① 土砂災害危険箇所図※1に示す危険区域※2 又は急傾斜地法第3条に規定する急傾斜地崩壊危険区域外の施設であること。ただし、現地確認の結果、明らかに危険性がないと認められた施設は避難場所として開設することができるものとする。

- ② 土砂災害防止法に基づき広島県知事が公示した「土砂災害特別警戒区域」又は「土砂災害警戒区域」外の施設であること。

ただし、「土砂災害特別警戒区域」内の建築基準法施行令第80条の3の基準を満たす施設又は「土砂災害警戒区域」内の鉄筋コンクリート造等の施設で2階以上に避難スペースがある施設は避難場所として開設できるものとする。

※1 土砂災害危険箇所図は、平成14年広島県公表

※2 危険区域とは、「土石流により被害のおそれのある箇所」、「がけ崩れにより被害のおそれのある箇所」又は「地すべりにより被害のおそれのある箇所」をいう。

カ 津波

広島県津波浸水想定図※に基づき、次のとおりとする。

- ① 新耐震設計基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）に適合していること。または、耐震性診断により耐震性が確認された建築物であり、原則として鉄筋コンクリート造、又は鉄骨鉄筋コンクリート造である。
- ② 浸水想定区域外の施設は、1 階以上の階
- ③ 浸水深が 2 m 未満の区域の施設は、2 階以上の階
- ④ 浸水深が 2 m 以上 5 m 未満の区域の施設は、3 階以上の階

なお、これ以外の施設であっても、現地の状況に基づき、浸水しないと見込まれる施設は避難場所として開設できるものとする。

※ 平成 24 年度、広島県が最大クラスの津波（南海トラフ巨大地震）及び津波到達時間が短い津波（瀬戸内海域活断層等）を想定して作成したものであり、南海トラフ巨大地震による津波の高さは 3.6m（海岸線における最高の津波水位を標高で表示）と想定されている。

キ 大規模な火事

「5 広域避難場所」のとおり

5 広域避難場所

広域避難場所については、火災が延焼拡大した場合の最終的な避難場所であり、原則として次の基準に基づき、本市が選定するものとする。

ただし、延焼火災等の危険が少なくなったときには、自宅又は生活避難場所に戻る。

- (1) 広域避難場所を必要とする地域は、火災が延焼拡大すると想定される市街地及びこれに準じる地域とする。
- (2) 大火時の輻射熱を考慮して、有効面積が概ね 1 ha 以上確保できる場所である。
- (3) 避難地域内に危険物施設や延焼のおそれがある木造建築物等が存在しない。
- (4) 避難空地として概ね 2 ha 以上の平らな土地の塊としてある。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ別の空地とみなす。
 - ア 空地間に通り抜けできる道路がある場合。ただし、当該道路から専ら当該空地への進入のために使用されるものを除く。
 - イ フェンス・塀等により区画され、相互に通行ができない場合。
- (5) 広域避難場所の収容人員の算定については、有効面積 1 m²当たり 1 人とする。
- (6) 広域避難場所の避難対象地区は、大規模災害時には臨機応変の対応が必要であることから指定しない。
- (7) 広域避難場所の選定にあつては、避難可能区域の目安を歩行距離 2 km 以内とする。

カ 津波

広島県津波浸水想定図※に基づき、浸水想定区域外の施設又は場所であること。

なお、施設については、新耐震設計基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）に適合していること。 または、耐震性診断により耐震性が確認された建築物であり、原則として鉄筋コンクリート造、又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

※ 平成 24 年度、広島県が最大クラスの津波（南海トラフ巨大地震）及び津波到達時間が短い津波（瀬戸内海域活断層等）を想定して作成したものであり、南海トラフ巨大地震による津波の高さは 3.6m（海岸線における最高の津波水位を標高で表示）と想定されている。

キ 大規模な火事

火災が延焼拡大した場合の最終的な避難場所であり、原則として次の基準に基づき、本市が選定するものとする。

- ① 大規模な火事に対応する場所を必要とする地域は、火災が延焼拡大すると想定される市街地及びこれに準じる地域とする。
- ② 大火時の輻射熱を考慮して、有効面積が概ね 1 ha 以上確保できる場所である。
- ③ 避難地域内に危険物施設や延焼のおそれがある木造建築物等が存在しない。
- ④ 避難空地として概ね 2 ha 以上の平らな土地の塊としてある。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ別の空地とみなす。
 - ・ 空地間に通り抜けできる道路がある場合。ただし、当該道路から専ら当該空地への進入のために使用されるものを除く。
 - ・ フェンス・塀等により区画され、相互に通行ができない場合。
- ⑤ 収容人員の算定については、有効面積 1 m²当たり 1 人とする。
- ⑥ 避難対象地区は、大規模災害時には臨機応変の対応が必要であることから指定しない。
- ⑦ 選定にあつては、避難可能区域の目安を歩行距離 2 km 以内とする。

4 生活避難場所

生活避難場所は、「小学校区を基本単位とした避難システム」を確立するため、自宅の倒壊等により生活の場を失った被災者が当該小学校区内の避難場所に避難できることを基本として、本市が選定するものとする。

小学校単位で収容力が不足する場合は、徒歩で避難可能な距離（2 km以内）かつ隣接する小学校区の生活避難場所で補完する。

市内デルタ部は、河川が被災者の行動を分断する最大の要素であることから、落橋などにより島間の移動ができない場合も、避難場所の確保ができるよう、島単位に必要な収容力を確保する。

また、施設の耐震補強、避難場所に必要な機能整備、運営要員の派遣等が本市主導で効率的に行えるよう、市有施設を中心に選定※するものとする。

ただし、市有施設が不足する場合は、国公立の施設を追加選定し、さらに不足する場合は、大規模な収容施設を有する民間施設（教育機関等）を選定する。

なお、災害による被害が小規模かつ限定的で、避難者が少数の場合には、上記3指定緊急避難場所を生活避難場所として開設することができるものとする。

生活避難場所が開設され、そこでの避難生活を送ることが困難な者がいる場合は、「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定」を締結している福祉避難所の中から選定し、受入れを要請する。

※ 選定基準

- ① 被災者等を滞在させるため必要かつ適切な規模のものであること。
- ② 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布できる構造又は設備を有すること。
- ③ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
- ④ 車両その他運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。

4 指定避難所（生活避難場所）

指定避難所（生活避難場所）は、「小学校区を基本単位とした避難システム」を確立するため、自宅の倒壊等により生活の場を失った被災者が当該小学校区内の避難場所に避難できることを基本として、本市が指定するものとする。

小学校単位で収容力が不足する場合は、徒歩で避難可能な距離（2 km以内）かつ隣接する小学校区の指定避難所（生活避難場所）で補完する。

市内デルタ部は、河川が被災者の行動を分断する最大の要素であることから、落橋などにより島間の移動ができない場合も、避難所の確保ができるよう、島単位に必要な収容力を確保する。

また、施設の耐震補強、避難所に必要な機能整備、運営要員の派遣等が本市主導で効率的に行えるよう、市有施設を中心に指定※するものとする。

ただし、市有施設が不足する場合は、国公立の施設を追加指定し、さらに不足する場合は、大規模な収容施設を有する民間施設（教育機関等）を指定する。

なお、災害による被害が小規模かつ限定的で、避難者が少数の場合等には、上記3指定緊急避難場所を指定避難所（生活避難場所）として開設することができるものとする。

指定避難所（生活避難場所）が開設され、そこでの避難生活を送ることが困難な者がいる場合は、「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定」を締結している福祉避難所の中から選定し、受入れを要請する。

※ 指定基準

- ① 被災者等を滞在させるため必要かつ適切な規模のものであること。
- ② 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布できる構造又は設備を有すること。
- ③ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
- ④ 車両その他運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。